社会保険労務士法人 金 原 事 務 所

労働保険 年度更新についてのお知らせ

麗春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年も「労働保険料概算・確定申告書」の提出時期が近づいてまいりました。 事前準備のため「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」をお送りしますので、 人数および賃金総額をご記入の上、5月10日(水)までに当事務所へお送りください。

■注意事項■

1.確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表は、令和4年4月1日から令和5年 3月31日までの1年分です。

(年度の途中で労災・雇用保険に加入された事業所様は、加入月以降の賃金を計上し、 新年度の概算見込(I年分)を別途ご報告ください)

- ※賃金総額は支払月ではなく対象月(給与計算期間の対象となる月)でご記入ください。例)「4月分」とは…月末締めの場合:対象期間は4月 | 日~4月30日 20日締めの場合:対象期間は3月21日~4月20日
- 2. 確定保険料算定基礎賃金集計表の「具体的な業務の内容」の欄は必ずご記入ください。
- 3. 賃金総額には、基本給のほかに<u>各種手当・交通費・時間外や休日の割増賃金・賞与</u>など労働の対象として支払ったすべての賃金を算入してください。
- 4. 賞与欄には支払月と総額をご記入ください。
- 5. 労災保険対象賃金の臨時労働者の欄には、常用労働者以外で労災保険の対象となる 従業員(臨時・日雇・アルバイト・パートタイマー等)の人数 および 賃金総額をご記入ください。

ただし、<u>労災保険および雇用保険の適用外となる雇用主や役員、同居の家族(個人</u>経営の場合)の賃金は算入しないでください。

- 6. 雇用保険の欄には、雇用保険の被保険者数および賃金総額をご記入ください。
- 7. 申告した内容について、所轄労働基準監督署から後日調査を受ける場合があります ので、賃金総額等は誤りのないよう正確にご記入ください。

■重要なお知らせ■

「労働保険料概算・確定保険料申告書」が、5月末日頃までに労働局より 貴事業所宛に直接郵送されます。

届き次第、当事務所までお送りくださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がありましたら、金原事務所(Tel:095-823-3900)までご連絡ください。